

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年3月8日（平成28年（行情）諮問第215号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第299号）

事件名：第1回社会復帰調整官専修科研修研修員名簿等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1欄に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月8日付け法研企第44号により法務総合研究所長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、請求した情報を全部開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

不開示部分は、いずれも、法5条1号に該当しない。たとえ該当したにせよ、同号ただし書全てに該当する。特に、社会復帰調整官は公務員であり、氏名及び印影は、ただし書イ及びハに該当し、その職務の性質からただし書き口に該当する。

また、その他の公務員の氏名等も、そのまま上記のことが言える。

不開示部分は、法7条に該当する。

##### （2）意見書

#### ア 行政手続法8条及び14条違反

開示文書「第1回社会復帰調整官専修科研修出席簿」のうち氏名以外の不開示情報に対する答弁がない。開示するという趣旨なのか、書き忘れなのか、その他なのか、説明を求める。氏名を伏せた上であれ、氏名を開示した場合であれ、社会復帰調整官が受けるべき研修に出席したか否かの情報は、職務遂行情報として開示すべきである。

#### イ 主位的主張

(ア) 社会復帰調整官は、刑罰法令に抵触する程度の重大な他害行為を惹起したいわゆる精神障がい者を対象に公務として社会復帰支援を行なっている。

市役所や障害者センターの職員は、社会復帰調整官の職務を補佐する職務を中心に執っているわけではない。ましてや、生活保護支給関連の公務は社会復帰調整官の職務を補佐する職務ではない。

諮問庁は、氏名等を開示することにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性がある、と主張している。しかし、その主張自体がいわゆる精神障がい者に対する差別偏見そのものであり、原処分は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律7条の規定に違反している。ゆえに、ただし書きイに該当する。

公務員でない講師は、公務員の講師と同様に報償費の支出先であり、社会復帰調整官という高度の社会的責任を要請されている立場の者を養成する者である。説明責任があることから公表慣行がありただし書きイに該当する。

(イ) 諮問庁の主張自体がいわゆる精神障がい者に対する差別偏見で貫かれており、原処分は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律7条の規定に違反している。処分が同規定に適合するためには、公益上の理由による裁量的開示を実施することになる。したがって、本件不開示情報は、すべて法7条に該当する。

### (3) 予備的主張

ア 開示請求者が何人と規定されていることに鑑みても、氏名等を開示することにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があるか否かは、その抽象的な可能性があるというだけではならず、たとえば、匿名であれ実名であれ、その職員に対する業務妨害等の予告があるなどその職員に危害を加える目的を達成するために当該職員の氏名等を聞き出そうとした者があるといった高度の具体的蓋然性を必要とするというべきである。本件は、その高度の具体的蓋然性がある場合に該当しない。

イ 社会復帰調整官は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）20条の規定による特別公務員であり精神保健指定医同様に高度の社会的専門性と高度の社会的責任とを負っている。ゆえに、社会復帰調整官の氏名、印影は、「特段の支障の生ずるおそれ」がないため、ただし書きイに該当する。

ウ 生活保護費を受給している人間の人権を擁護するため、生活保護支給関連の公務を執っている職員の氏名や所属等は公表慣行があることに加えて上記アと同様に「特段の支障の生ずるおそれ」がないため、

ただし書きイに該当し、生活保護受給者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にあたるためただし書きロに該当する。

医療観察法の適用を受けている人間の human rights を擁護するため、医療観察法関連の公務を執っている職員の氏名や所属等は公表慣行があることに加えて上記アと同様に「特段の支障の生ずるおそれ」がないため、ただし書きイに該当し、医療観察法の適用を受けている人間の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報にあたるためただし書きロに該当する。

万一、氏名が不開示妥当とされたにせよ、社会復帰調整官以外の公務員の所属は特定の個人を識別することができるものではなく、氏名を伏せたうえで所属のみを開示すれば、当該講師の正当な権利利益を害することにはならない。

エ 公務員でない講師についても、万一、氏名が不開示妥当とされたにせよ、少なくとも所属は、特定の個人を識別することができるものではなく氏名、役職を伏せたうえで所属のみを開示すれば、当該講師の正当な権利利益を害することにはならない。また、当該役職が複数の人物が占めるものであった場合は、個人が特定できないため、役職まで開示しても、特定の個人の正当な権利利益を害するおそれはない。ゆえに、当該不開示情報は、ただし書きイに該当するか、そもそも1号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

法務総合研究所長（処分庁）は、審査請求人が平成26年11月26日付けで行った開示請求（平成26年11月28日受付第32号）に対し、平成27年12月8日に本件対象文書として、①第1回社会復帰調整官専修科研修研修員名簿、②同研修出席簿、③同研修日程（案）の開示決定を行った。

その際、処分庁は、本件対象文書に記録されている情報のうち、①及び②の社会復帰調整官の氏名及び印影が記録されている部分については、社会復帰調整官が医療観察実施上、社会内で医療観察対象者、その他関係者に対する指導監督等の事務に従事しており、かかる職務の遂行上、氏名及び印影を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に当たるものとして、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

また、③には、講師の所属、役職及び氏名が記録されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報

と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に当たり、法5条1号に該当するため不開示とした。

その他、③において、公務員の氏名等が記載されている部分は、当該公務員の職務内容から、その職務の遂行上、氏名等を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権益を害するおそれがあることから、法5条1号に当たり、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成27年12月11日付け審査請求書において、「第2項掲載の処分を取り消して、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。」とし、審査請求の理由として、「不開示部分は、いずれも、法5条1号に該当しない。たとえ該当したにせよ、同ただし書き全てに該当する。特に、社会復帰調整官は公務員であり、氏名及び印影は、ただし書きイ及びハに該当し、その職務の性質からただし書きロに該当する。また、その他の公務員の氏名等も、そのまま上記のことが言える。不開示部分は、法7条に該当する。」として審査請求を行っているので、以下、原処分の不開示情報該当性及び法7条に基づく公益上の理由による開示について検討する。

## 3 不開示情報該当性

### (1) 社会復帰調整官の氏名及び印影について

社会復帰調整官の氏名及び印影(以下「氏名等」という。)については、法5条1号本文にいう「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当する。

社会復帰調整官は、保護観察所に勤務し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会内で医療観察対象者、その他関係者に対する指導監督等の事務に従事しているところ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、社会復帰調整官の氏名等を何人にも開示することが必要とは認められず、法5条1号ただし書きロには該当しない。

また、法5条1号ただし書きハに該当するのは、公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であり、氏名等はこれに含まれないため、法5条1号ただし書きハにも該当しない。

なお、処分庁は、職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがない限り、法5条1号ただし書きイの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示する取扱いを行ってきた。しかしながらこの点に

についても、本件請求に係る社会復帰調整官の氏名等に関しては、前記職務の遂行上、氏名等を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公にすることにより特段の支障が生ずる場合といえ、法5条1号ただし書イにも該当しない。

したがって、社会復帰調整官の氏名等については、国立印刷局発行の職員録（以下「職員録」という。）に掲載されている職員を除き、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、また、法5条1号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、不開示相当である。

(2) 社会復帰調整官以外の者で、自己の職務として講師を行った公務員（市役所職員及び障害者センターの職員。以下「その他公務員」という。）の氏名及び所属について

その他公務員の氏名及び所属についても、法5条1号本文にいう「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

その他公務員については、それぞれ医療観察対象者と接し、生活保護費支給関連事務や社会復帰調整官による指導監督等を補助する事務に従事しているところ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、その他公務員の氏名及び所属を何人にも開示することが必要とは認められず、法5条1号ただし書ロに該当せず、また、その職務の遂行上、氏名及び所属を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権益を害するおそれがあるため、氏名及び所属を公表することにより、特段の支障が生ずる場合といえ、法5条1号ただし書イにも該当しない。

また、法5条1号ただし書ハに該当するのは、公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であり、氏名及び所属はこれに含まれないため、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

したがって、その他公務員の氏名及び所属についても、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、法5条1号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、不開示相当である。

(3) 社会復帰調整官及びその他公務員以外の者で、自己の職務ではなく、個人的な活動として講師を依頼された者（以下「その他の者」という。）の所属、役職及び氏名について

その他の者の所属、役職及び氏名についても、法5条1号本文にいう

「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

処分庁が行う特定の研修において、講師を務めたことを公にする慣行があると認められないため、それらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号ただし書イに該当せず、他に法5条1号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、その他の者の所属、役職及び氏名については、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められることから、不開示相当である。

#### 4 法7条に基づく公益上の理由による裁量的開示

法7条に基づく公益上の理由による裁量的開示は、行政機関の長の判断により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該行政文書を開示するものである。

しかしながら、上記3のとおり、本件対象文書は法5条1号に該当し、不開示相当であるとした部分について、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、公益上の理由による裁量的開示としないことは相当である。

#### 5 結論

以上のとおり、処分庁が行った不開示部分を開示しないとの決定は相当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年6月28日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月4日 審議
- ⑦ 同年9月6日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1欄に掲げる文書1ないし文書3である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2欄に掲げる不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 社会復帰調整官の氏名及び印影について

#### ア 諮問庁の説明の要旨

社会復帰調整官の氏名及び印影（以下「氏名等」という。）については、法5条1号本文にいう「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

社会復帰調整官は、保護観察所に勤務し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会内で医療観察対象者、その他関係者に対する指導監督等の事務に従事しているところ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、社会復帰調整官の氏名等を何人にも開示することが必要とは認められず、法5条1号ただし書口には該当しない。

また、法5条1号ただし書ハに該当するのは、公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であり、氏名等はこれに含まれないため、同号ただし書ハにも該当しない。

なお、処分庁は、職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがない限り、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示する取扱いを行ってきた。しかしながら、この点についても、本件請求に係る社会復帰調整官の氏名等に関しては、前記職務の遂行上、氏名等を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、公にすることにより特段の支障が生ずる場合といえ、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、社会復帰調整官の氏名等については、職員録に掲載されている職員を除き、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、また、法5条1号ただし書イ、口及びハのいずれにも該当しないことから、不開示相当である。

#### イ 検討

(ア) 標記の不開示部分は、別紙の2欄のうち、(1)、(2)及び

(3) のオの部分である。

(イ) 標記の不開示部分には、社会復帰調整官の氏名等が記載されており、各職員に係る情報ごとに全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ウ) 次に、法5条1号ただし書き該当性について検討すると、行政機関の職員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、職務遂行に係る情報に含まれるものは、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、同号ただし書きに該当するものとして、公にすることとされている。

このため、社会復帰調整官の氏名は、申合せの対象となるところ、諮問庁は、その氏名を公にすると、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、当該個人の権利利益を害する特段の支障が生じるおそれがある旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、当該社会復帰調整官の氏名は職員録に掲載されていないことが認められる。

そして、社会復帰調整官は、保護観察所に勤務し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、社会内で医療観察対象者に対する生活環境の調査・調整、精神保健観察の実施等の事務に従事し、その処遇措置に大きく関わっていることからすれば、当該社会復帰調整官の氏名等を公にすると、諮問庁が説明する上記のおそれがあり、申合せの「特段の支障が生ずるおそれがある場合」に該当すると認められることから、法5条1号ただし書きに該当しない。

(エ) さらに、法5条1号ただし書き及びハ該当性について検討すると、標記の不開示部分は、社会復帰調整官の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とはいえ、同号ただし書きハに該当せず、同号ただし書きロに該当する事情も認められない。

(オ) また、標記の不開示部分は個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地はない。

(カ) したがって、標記の不開示部分は、法5条1号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 社会復帰調整官以外の者で、自己の職務として講師を行った公務員（市役所職員及び障害者センターの職員（その他公務員））の氏名及び所属について

ア 諮問庁の説明の要旨

その他公務員の氏名及び所属についても、法5条1号本文にいう「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

その他公務員については、それぞれ医療観察対象者と接し、生活保護費支給関連事務や社会復帰調整官による指導監督等を補助する事務に従事しているところ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、その他公務員の氏名及び所属を何人にも開示することが必要とは認められず、法5条1号ただし書口に該当せず、また、その職務の遂行上、氏名及び所属を公にすることにより、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、個人の権益を害するおそれがあるため、氏名及び所属を公表することにより、特段の支障が生ずる場合といえ、同号ただし書イにも該当しない。

また、法5条1号ただし書ハに該当するのは、公務員等の職務遂行情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分であり、氏名及び所属はこれに含まれないため、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、その他公務員の氏名及び所属についても、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、同号ただし書イ、口及びハのいずれにも該当しないことから、不開示相当である。

## イ 検討

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記の者については、その所属先の職務として当該講師を務めたものであり、法務省からも謝金の支払いを受けていないとのことである。

この点に関し、本件研修に係る謝金の支払いに関する書類について、諮問庁より提示を受け当審査会において確認したところ、本件研修に関し、後記(3)に掲げる者に対し、謝金の支払いは認められるが、標記の者に対する謝金の支払いは認められなかった。

(イ) そして、標記の不開示部分は、別紙の2欄のうち、(3)のイ及びウの部分であり、それぞれ特定A市役所職員及び特定B市特定障害者センター職員（いずれも地方公務員）の氏名、所属及び役職が記載されており、各職員に係る情報ごとに全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ウ) 次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、いずれの職員も在籍する地方公共団体が作成し公にされている職員録にその氏名及び

所属が登載されていて、標記の不開示部分に対応する記載部分についても全て明らかになっているとのことであり、標記の不開示部分は法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

(エ) したがって、標記の不開示部分については、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- (3) 社会復帰調整官及びその他公務員以外の者で、自己の職務ではなく、個人的な活動として講師を依頼された者の所属、役職及び氏名について  
ア 諮問庁の説明の要旨

標記の者の所属、役職及び氏名についても、法5条1号本文にいう「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

処分庁が行う特定の研修において、講師を務めたことを公にする慣行があると認められないため、それらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号ただし書イに該当せず、他に同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、その他の者の所属、役職及び氏名については、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められることから、不開示相当である。

#### イ 検討

- (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記の者については、法務総合研究所からの依頼に応じて、その個人的な活動として講師を務めた者であるとのことであり、その対価として法務省からも謝金の支払いを受けているとのことである。

この点に関しては、上記(2)イ(ア)のとおり、本件研修に係る謝金の支払いに関する書類を確認したところ、標記の者に対し、謝金の支払いが認められたところである。

- (イ) そして、標記の不開示部分は、別紙の2欄のうち、(3)のア、エ及びカないしケの部分であり、それぞれ上記(1)及び(2)以外の講師の氏名、所属及び役職が記載されており、各講師に係る情報ごとに全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (ウ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁が行う特定の

研修において、講師を務めたことを公にする慣行もないとのことであるから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(エ) また、標記の不開示部分は個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

(オ) したがって、標記の不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、公益上の理由による裁量的開示を主張するが、本件不開示情報を公にすることに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条に基づく裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(2) また、審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の3欄に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書	2 本件不開示部分	3 開示すべき部分
文書1 第1回社会復帰調整官 専修科研修研修員名簿	(1) 研修員名簿の「氏名」欄	なし
文書2 第1回社会復帰調整官 専修科研修出席簿	(2) 出席簿の「氏名」及び「押 印」欄	なし
文書3 第1回社会復帰調整官 専修科研修日程(案)	(3) 下欄の講師に係る記載部分 ア 「2月20日(木) 14:50~18:00」欄の氏名及び 所属 イ 「2月21日(金) 14:50~18:00」欄の氏名及び 所属 ウ 「2月24日(月) 9:30 ~12:40」欄の氏名及び役 職 エ 「2月25日(火) 14:50~18:00」欄の氏名, 所 属及び役職 オ 「2月27日(木) 9:30 ~12:10」欄の氏名 カ 「2月27日(木) 13:10~16:20」欄の氏名, 所 属及び役職 キ 「2月27日(木) 16:30~18:00」欄の氏名, 所 属及び役職 ク 「2月28日(金) 14:50~18:00」欄の氏名, 所 属及び役職 ケ 「3月3日(月) 14:50 ~18:00」欄の氏名, 所属 及び役職	イの氏名及び所 属並びにウの氏 名及び役職